

## 昭和五十三年総理府令第五十六号

核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第十一条の二第一項、第二十一条の二、第三十五条第二項、第四十八条、第五十八条第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条の二第四項及び第六十四条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 放射性廃棄物 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物で廃棄しようとするものをいう。

二 廃棄施設 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第二項の廃棄物埋設地、同条第三項第二号の廃棄物管理設備、法第五十二条第二項第九号の廃棄施設並びに法第三条第二項第二号の製錬設備の附属施設、法第十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉の附属施設（法第二十三条の二第一項の外国原子力船に係るものを除く。）法第四十三条の三の五第二項第二号の発電用原子炉の附属施設、法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵設備の附属施設及び法第四十四条第二項第二号の再処理設備の附属施設であつて放射性廃棄物を廃棄するものをいう。

三 記録 核燃料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府令第一号）第六条、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第二十七号）第七條、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第六條、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第六十七條、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十号）第十九條、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号）第六十二條、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第二百十二号）第二十七條、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第八條、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第四十四條、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第二十六條、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十三年総理府令第八十四号）第二条の十一又は核燃料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）第三条に規定する記録をいう。

四 放射線 原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第五号に規定する放射線又は一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であつて、自然放射線以外のものをいう。

五 「品質マネジメントシステム」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号）第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。

（保安のために必要な措置等）

第二条 法第五十八条第一項の規定により、同項に規定する原子力事業者等（以下この項、第五条の二及び第六条において単に「原子力事業者等」という。）は、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下同じ。）の外に行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 放射性廃棄物は、第三号に規定する場合を除き、放射線障害防止の効果を持った廃棄施設に廃棄すること。

二 前号の規定により放射性廃棄物を廃棄する場合には、次に掲げる措置を講ずること。

イ 当該廃棄施設における廃棄が可能な放射性廃棄物とするよう必要な処理を行うことその他の廃棄に関する措置について、品質マネジメントシステムを整備し、及び記録を保存するとともに、廃棄前に当該措置の実施状況を確認すること。

ロ 当該廃棄施設を設置した原子力事業者等に、当該放射性廃棄物に関する記録の写しを交付すること。

三 放射性廃棄物を輸入した製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は使用者（法第十二条の七第一項に規定する旧製錬事業者等、法第二十二條の九第一項に規定する旧加工事業者等、法第四十三條の三の三第一項に規定する旧試験研究用等原子炉設置者等、法第四十三條の三の三十五第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等、法第四十三條の二十八第一項に規定する旧使用済燃料貯蔵事業者等、法第五十一条第一項に規定する旧再処理事業者等及び法第五十七條の六第一項に規定する旧使用者等を含む。）が当該放射性廃棄物（第五号イに規定する容器を含む。以下「輸入廃棄物」という。）を廃棄する場合には、次号から第七号までに掲げる保安のために必要な措置を講じて廃棄物管理設備（法第五十一条の二第三項第二号の廃棄物管理設備であつて核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号）第三十二条第一号に規定する管理のためのものをいう。以下同じ。）に廃棄すること。

四 前号の規定により放射性廃棄物を廃棄する場合には、廃棄に関する措置について、品質マネジメントシステムを整備し、及び記録を保存するとともに、廃棄前に当該措置の実施状況を確認すること。

五 輸入廃棄物は、次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 放射線障害防止のため容器に封入し、又は容器に固型化したものであること。

ロ 種類（寸法、重量、強度、発熱量及び水素濃度を含む。次号ニにおいて同じ。）及び数量が、当該廃棄物管理設備において管理することができるものであること。

ハ 放射性物質の種類ごとの放射能濃度が、当該廃棄物管理設備において管理することができるものであること。

ニ 放射性物質が容易に飛散し、及び漏えいしないものであること。

ホ 著しい破損がないこと。

六 輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合には、当該輸入廃棄物に関し次に掲げる事項を記載した書類を作成し、当該廃棄物管理設備を設置した廃棄物管理事業者に交付すること。

イ 封入又は固型化の方法

ロ 封入又は固型化を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ハ 封入又は固型化が行われた工場又は事業所の名称及び所在地

ニ 種類及び数量

ホ 放射性物質の種類ごとの放射能濃度

七 輸入廃棄物には、容易に消えない方法により、その表面の目につきやすい箇所に、前号の書類に記載された事項と照合できるような整理番号を表示すること。

八 廃棄に従事する者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにすること。

2 前項第六号の規定により書類に記載しなければならない事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識できない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして交付されるときは、当該記録の交付をもつて同号に規定する当該事項が記載された書類の交付に代えることができる。

（確認の申請）

第三条 法第五十八条第二項の規定により廃棄に関する確認を受けようとする者は、別記様式による確認申請書に、次に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 輸入廃棄物の内容の詳細に関する説明書

二 輸入廃棄物に係る封入又は固型化の方法の詳細に関する説明書

三 輸入廃棄物の強度を決定した方法に関する説明書

四 輸入廃棄物の発熱量を決定した方法に関する説明書

五 輸入廃棄物の放射能濃度を決定した方法に関する説明書

六 輸入廃棄物に係る放射性物質の閉じ込めに関する説明書

七 輸入廃棄物を廃棄する廃棄物管理設備に関する説明書

八 水素ガスが発生する場合にあつては、輸入廃棄物の水素濃度を決定した方法に関する説明書

九 放射性廃棄物の廃棄に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

2 前項の確認申請書の提出部数は、正本一通とする。

（廃棄に関する確認の実施）

第四条 法第五十八条第二項に規定する廃棄に関する確認は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する前に行う。

（事業所外廃棄確認証）

第五条 原子力規制委員会は、法第二十一条に規定する原子力規制検査（法第六十四条の二第二項に規定する特定原子力施設にあつては、法第六十四条の三第七項の検査）により、第三条第一項の規定による申請に係る廃棄に関する措置が第二号から第八号まで及び第二項に規定する事項に適合していることについて確認をしたときは、事業所外廃棄確認証を交付する。

（事故故障等の報告）

第五条の二 法第六十二条の三の規定により、原子力事業者等は、工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合であつて次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 放射性廃棄物により異常な汚染が生じたとき。

二 廃棄に従事する者について、第二条第一項第八号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

三 前二号のほか、廃棄に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあつたとき。

（危険時の措置）

第六条 法第六十四条第一項（原子力事業者等が工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合に限る。）の規定により、原子力事業者等は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 放射性廃棄物による汚染が生じた場合には、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

二 放射性廃棄物による汚染が生じた場合には、速やかに、その広がり防止及び汚染の除去を行うこと。

三 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに、その者を救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

四 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

附則

この府令は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。

附則（昭和五十五年一〇月二四日総理府令第五二号）

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第四十三号）の施行の日（昭和五十五年十一月十四日）から施行する。

附則（昭和六一年一二月二六日総理府令第六三号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年一月二三日総理府令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年七月二六日総理府令第四一号) 抄

1 この府令は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年二月七日総理府令第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年一月二二日総理府令第四八号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年五月一九日総理府令第二四号)

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第六十九号) 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成元年五月二十六日)から施行する。

附 則 (平成六年二月一八日総理府令第五号)

この府令は、平成六年二月二十日から施行する。

附 則 (平成八年七月二二日総理府令第三九号)

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成八年七月二十日)から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三一日総理府令第八号)

この府令は、平成十年四月二十日から施行する。

附 則 (平成一一年二月一六日総理府令第六四号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年六月一六日総理府令第六二号)

この府令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第五条、第七条及び第八条の改正規定(「20万円」を「30万円」に改める部分に限る。)は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第五十七号)の施行の日(平成十二年七月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年一〇月二〇日総理府令第一一八号)

この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成二二年二月二六日総理府令第一五一号)

この府令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年三月一七日文部科学省・経済産業省・国土交通省令第一号)

この省令は、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年三月十七日)から施行する。

附 則 (平成二五年九月二四日文部科学省・経済産業省・国土交通省令第三号)

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一月二四日文部科学省・経済産業省・国土交通省令第四号)

この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成二〇年三月二八日文部科学省・経済産業省・国土交通省令第二号)

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月二七日文部科学省・経済産業省・国土交通省令第四号)

この省令は、平成二十年七月一日から施行する。

附 則 (平成二四年九月一四日文部科学省・経済産業省・国土交通省令第一号)

この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日(平成二十四年九月十九日)から施行する。

附 則 (平成二五年三月二九日原子力規制委員会規則第一号)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二八日原子力規制委員会規則第四号) 抄

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(施行期日)  
 第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

(経過措置)  
 第十七条 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十五年二月六日原子力規制委員会規則第一六号）抄

(施行期日)

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日。以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二十六年二月二八日原子力規制委員会規則第一号）

この規則は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

附則（平成二十九年二月二二日原子力規制委員会規則第一七号）

(施行期日)

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。ただし、別表第三に係る改正規定及び次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則（別表第三に係る改正規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの規則の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの規則の規定に相当の規定があるものは、改正後のそれぞれの規則の相当の規定によつてしたものとみなす。

附則（平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二八日原子力規制委員会規則第二号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附則（令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号）抄

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年三月一七日原子力規制委員会規則第二号）抄

(施行期日)

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

(経過措置)

第八条 この規則の施行の際現に加工施設若しくは使用済燃料貯蔵施設の設置の工事に着手している者又は旧法第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の三の二十四第一項（研究開発段階発電用原子炉に係るものに限る。）、第五十条第一項、第五十一条の十八第一項若しくは第五十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、令和二年九月三十日までに新法第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の三の二十四第一項、第五十一條の十八第一項又は第五十七條第一項に規定する保安規定の認可又は変更の認可を申請しなければならない。

3 第一項又は原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う実用発電用原子炉に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第三号）附則第六條第一項の規定による保安規定の認可又は変更の認可を申請した者が講ずる工場又は事業所の外における核燃料物質等の廃棄及び運搬に係る保安のために必要な措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新外廃棄規則第二条第一項第二号及び第四号並びに第三条第一項第九号並びに新外運搬規則第十七条の二及び第十九條第一項第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に旧法第五十二条第一項の許可を受けている者（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。）が講ずる核燃料物質の使用等並びに工場又は事業所の外における核燃料物質等の廃棄及び運搬に係る保安のために必要な措置については、令和二年九月三十日までの間は、新核燃料物質使用規則第二条の十一の三から第二条の十一の十二まで並びに新外廃棄規則第二条第一項第二号及び第四号並びに第三条第一項第九号並びに新外運搬規則第十七条の二及び第十九條第一項第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 新法第五十九條第一項の規定により原子力事業者等から運搬を委託された者が講ずる工場又は事業所の外における核燃料物質等の運搬に係る保安のために必要な措置については、令和二年九月三十日までの間は、新外運搬規則第十七条の二及び第十九條第一項第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 前三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における新外廃棄規則第五条及び新外運搬規則第二十条の規定の適用については、新外廃棄規則第五条中「第二条第一項第三号から第八号まで及び第二項」とあるのは「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十二号）による改正前の第二条第一項第三号から第七号まで及び第二項」と、新外運搬規則第二十条中「第十七条の二」とあるのは「第十七条」とする。

(定義)

第十六条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

二 新法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

三から十まで 略

十一 新外廃棄規則 この規則による改正後の核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則をいう。

附 則 (令和四年三月三〇日原子力規制委員会規則第二号)

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行前にこの規則による改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十六条の十四各号、核燃料物質の使用等に関する規則第六条の十各号、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第七条の七各号、核燃料物質の加工の事業に関する規則第九条の十六各号、核原料物質の使用に関する規則第五条第一項各号及び第二項各号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十九条の十六各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則第五条の二各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条各号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三十四条各号、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則第三十五条各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第四十三条の十三各号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第二百二十九条各号並びに核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第八十九条各号のいずれかに該当したときにおける報告については、なお従前の例による。

附 則 (令和六年三月七日原子力規制委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第3条関係）（平26原子規1・追加、令元原子規2・令元原子規3・一部改正、  
令2原子規12・旧別記様式第1・一部改正）

事業所外廃棄確認申請書

番 号  
年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第58条第2項の規定により廃棄に関する確認を次のとおり申請します。

申請者の事業の区分 (注1)			
輸入廃棄物に係る封入又は固型化を行った者	国 籍		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名		
	封入又は固型化が行われた工場又は事業所の名称及び所在地		
輸入廃棄物の数量			
輸入廃棄物の内容等	整理番号 (注3)	輸入廃棄物の内容 (注2)	輸入廃棄物に係る封入又は固型化の方法 (注2)
	整理番号 (注3)	輸入廃棄物の寸法	輸入廃棄物の重量
	整理番号 (注3)	輸入廃棄物の発熱量 (注4)	輸入廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能濃度 (注5)
	整理番号 (注3)	輸入廃棄物の発熱量 (注4)	輸入廃棄物に含まれる水素濃度 (注6)
	整理番号 (注3)	輸入廃棄物の発熱量 (注4)	輸入廃棄物に含まれる水素濃度 (注6)
整理番号の表示方法			

廃棄する廃棄物管理設備を設置した事業者	氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		
	廃棄する廃棄物管理設備を設置した事業所の名称及び所在地		
廃棄する廃棄物管理設備において管理することができる廃棄物の数量			
廃棄する廃棄物管理設備において管理することができる廃棄物の内容等	内 容	封入又は固型化の方法	
	寸 法	重 量	強 度
	発熱量（注 4）	放射性物質の種類ごとの放射能濃度（注 5）	
廃棄しようとする年月日			
確認を受けようとする場所			
確認を受けようとする年月日			
廃棄に従事する者の被ばくに関する措置			
<p>注 1 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、又は再処理事業者の区分により記載すること。</p> <p>2 輸入廃棄物の内容及び封入又は固型化の方法が共通のものについてはまとめて記載すること。</p> <p>3 輸入廃棄物それぞれにつき記載すること。</p> <p>4 キロワット毎本単位（有効数字を 2 桁）で記載すること。</p> <p>5 ベクレル毎トン単位及びベクレル毎本単位（いずれも有効数字 2 桁）で記載すること。</p> <p>6 水素ガスが発生するおそれがある場合に記載すること。</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。</p>			